

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礒 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和3年10月20日(水) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 21号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和3年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、  議席番号 1番 鷲野 則美 委員  議席番号 3番 服部 貢 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>決定第7号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件	議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件	決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	10件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	15件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・・・	5件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	7件		2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件
議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件																										
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件																										
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件																										
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	10件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	15件																										
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・・・	5件																										
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	7件																										
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件																										
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																											
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>																											

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。なお、議案番号3番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号1番、2番の審議をおこないます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しています。夫婦間では子供の誕生を切望していること、また家財道具も増えていく今後の生活設計を考え、一戸建ての住宅を建築することを計画しました。愛西市の市街化区域を中心に土地を探しましたが条件に合う土地が見つかりませんでした。実家での同居も考えましたが、生活習慣の違いなどから断念しました。両親と話し合った結果、本家に隣接する申請地に分家住宅を建築するのが最善であるとの結論に達しました。申請者には申請地以外に所有地がありません。申請地であれば実家の隣接地であり、子育てを含めて助力を得ることができます。今般の申請にて分家住宅を建築する計画です。</p> <p>《事務局説明》(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて家族3人で生活しております。現在、自宅に通じる堤防道路の幅員が非常に狭いため、普通自動車を敷地内に乗り入れることができない状態です。やむなく、自宅敷地に隣接する農地を進入路として利用していました。また、家族で生活していくためには、それぞれが所有する車と、子どもが勤務の都合で使用する社用車を駐車する場所が必要です。法律解釈の無知および怠慢により無断で使用しておりましたことを深く反省しております。申請地は、自宅に隣接し、進入路及び駐車場として利用しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 1番、2番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。  それでは議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 番、2 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案番号 3 番 について、審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦 2 人で生活しています。東側隣接地には長男夫婦が住宅を建設し、居住しております。申請者と長男夫婦が居住している住宅敷地はともに敷地北側にて接道しておりますが、道路との高低差があり車での乗り入れは不可能で、実際には接道としての利用が困難な状況です。また、住宅敷地が狭いため自家用車の駐車スペースの確保も困難な状況です。そのため、長男夫婦が住宅を建築した平成 24 年ごろから申請地の一部を無断で住宅敷地として利用していました。申請地を住宅敷地として利用すると南側の道路に車の乗り入れが可能となり、駐車スペースも確保できるため、どうしても必要です。法律解釈の無知および怠慢で、無断で申請地を利用していたことを深く反省しております。今般の申請にて申請地を住宅敷地として利用する計画です。</p> <p>以上につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 3 番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。  それでは議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p>

《関係委員 着席》

会長

続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします

事務局

《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成22年に会社を設立し、解体工事業を営んでおります。西條町でも事業を行っており、建設重機やトラックなどを置いております。西條町の土地は借地であるため、明け渡しを請求されており、代替地が必要となってきました。そこで、今回の申請地と隣接地を一体として資材置場として利用し、事業を更に発展したいと考えました。現状では西條町に置いてある大型トラック、建設重機などを申請地に常駐させる予定です。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地にて、申請者夫婦と子、親夫婦と兄の6人で生活しております。昨年に子供が生まれたこともあり、現在の住まいでは子ども部屋を設けることも難しく手狭なため、自己用住宅を建築する計画をしました。申請者夫婦には自己所有地がないため、いろいろな物件を探しましたが、なかなかいい物件が見つかりませんでした。そこで、両親に相談したところ、本家の建て替えや増築はできない代わりに、申請地への分家住宅の建築を勧められました。申請地であれば本家の隣接地であり、住環境もよく申し分ない立地であると考えます。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅として利用する計画です。

（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地の賃貸住宅にて申請者夫婦と子の3人で生活しております。実家の親とは適当な距離で過ごせればよいと思っておりましたが、子どもが生まれ、障害があることが判明し、事情が変わりました。ありがたいことに実家の親も子供の面倒を見てもらえるとのことで、実家の近くの土地に自己用住宅を建築したいと考えました。いろいろと実家近くの土地を探したところ、幸い申請地が見つかりました。申請地は実家からすぐの場所でもあり、子どものために最適地であると考えます。今般の申請にて申請地を買い受け、専用住宅を建築する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は申請地近くで機械部品製造業を営んでおります。個人営業ですが、従業員も定着し安定した事業経営を行っております。ただ、従業員用および配送用の駐車スペースがなく困っております。材料の搬入や製品の配送は毎日ありますが、事業所の北側、東側どちらも道路が狭く、車が通るたびに作業を中断して車を移動するという状況が続いております。このような状況を解消したいと常々思っており、ようやく申請地を見つけました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の隣地で、家族7人で生活しております。このたび、住宅敷地の一部に分家住宅を建築することとなりました。分家住宅の建築予定地は現在、駐車場として利用しているため、駐車場がなくなってしまう。この状況を解決するため、新たに駐車場を設置することが最善であると考えていた折、隣接地の所有者より譲ってもよいとの声をかけていただきました。申請地は周辺が宅地であるため、農地への影響も少なく住居に隣接しているため、駐車場として最適であると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和61年に稲沢市で社会福祉法人を設立し、申請地の隣接地にて特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、軽費老人ホームを営んでおります。施設を訪問するには車の利用が必須であり、施設利用者への見舞いや送迎などは皆、車で来園されます。既存駐車場もありますが、従業員用のスペースも必要であり、来園者の台数をカバーできる余裕がありません。現状は仕方なく、従業員の車両を重ねて駐車することで対応していますが、不便極まりない状況です。この状況を解消するため、近隣の土地を探したところ、適当な土地は申請地の他にありませんでした。南須原2番1につきましては、農地法などをよく理解していなかったため、適正な手続きをすることなく利用しておりました。深く反省しております。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第22号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（1番から10番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第7号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から10番、全体筆数は191筆、面積は180,610㎡です。</p> <p>愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、7名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコンです。愛知県知事同意は令和3年10月4日、愛知県農業振興基金同意は令和3年10月4日、公告年月日は令和3年10月29日、契約開始年月日は令和3年11月1日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 7号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、15件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、3件の届出書を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年10月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 1番委員 鷺野 則 美

議事録署名者

議席番号 3番委員 服 部 貢